

報第 1 号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、岐阜県知事から、令和 7 年第 5 回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 6 日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

令和 7 年 1 月 13 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から九（略）

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

十一から二十（略）

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

別紙

(写)

義教第952号
高教第1125号
令和7年11月6日

岐阜県知事 江崎禎英様

岐阜県教育委員会
教育長 堀貴雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について(回答)

令和7年10月24日付け法第116号で照会のありました下記議案については、異議ありません。

記

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

義務教育課、高校教育課

1 改正の趣旨

教員の待遇の改善を図るため、教育職員に支給される教職調整額（校長等を除く。）及び義務教育等教員特別手当の支給規定の整備を行うもの。

2 改正の背景・内容

(1) 「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」の改正

○令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、条例で定めるところにより支給される教職調整額の支給割合の基準を4%から10%まで段階的（毎年1%ずつ）に引き上げるとともに、指導改善研修被認定者にあっては支給しないこととされた。（令和8年1月1日施行）

○同特別措置法の趣旨に則した教職調整額の支給ができるよう、その根拠となる規定を整備するもの。

(2) 「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正

○令和7年6月に「教育公務員特例法」が改正され、校務の種類に応じて義務教育等教員特別手当を条例で定めて支給することとされた。（令和8年1月1日施行）

○校務の種類とは「学級担任」を想定し、学級担任には加算して義務教育等教員特別手当が支給できるよう、その根拠となる規定を整備するもの。

○教職調整額の支給のない校長、副校長及び教頭に対する待遇改善として、給料表の額に一定額を加算して支給できるよう規定を整備する。

3 施行日

令和8年1月1日